

福岡市公報

令和7年3月31日 第7132号(別冊14)

発行所

福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市役所

(総務企画局行政部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

目次	ページ
交 通 局	

- 福岡市交通局企業職員の休暇、欠勤、出勤簿等の取扱に関する規程の一部改正（規程第9号）…………… 1
- 福岡市交通局企業職員人事評価規程の一部改正（規程第10号）…………… 2
- 福岡市交通局企業職員安全衛生規程の一部改正（規程第11号）…………… 2
- 福岡市交通局企業職員の給与に関する規程の一部改正（規程第12号）…………… 3
- 福岡市交通局企業職員人事異動取扱規程の一部改正（訓令第2号）…………… 4

交 通 局

福岡市交通局企業職員の休暇、欠勤、出勤簿等の取扱に関する規程の一部を改正する規程を制定し、ここに公布する。

令和7年3月31日

福岡市交通事業管理者 小野田 勝 則

福岡市交通事業管理規程第9号

福岡市交通局企業職員の休暇、欠勤、出勤簿等の取扱に関する規程の一部を改正する規程

福岡市交通局企業職員の休暇、欠勤、出勤簿等の取扱に関する規程（昭和49年福岡市高速鉄道事業管理規程第11号）の一部を次のように改正する。

第17条第11号の2中「第12条の2」を「第12条の3」に改め、同条第11号の3中「第12条の3第3項」を「第12条の4第3項」に改め、同条第13号中「特殊な勤務に従事する職員の」を削り、「となる日」の次に「（週休を除く。）」を加え、同条第14号中「。以下「旅費条例」という。」を削り、「出張。」を「出張」に改め、同号ただし書を削り、同号の次に次の1号を加える。

(14)の2 在宅勤務 職員の自宅等における勤務

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

福岡市交通局企業職員人事評価規程の一部を改正する規程を制定し、ここに公布する。
令和7年3月31日

福岡市交通事業管理者 小野田 勝 則

福岡市交通事業管理規程第10号

福岡市交通局企業職員人事評価規程の一部を改正する規程

福岡市交通局企業職員人事評価規程（昭和49年福岡市高速鉄道事業管理規程第14号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「及び部長級職員（標準職規程第2条の表2の項右欄に規定する職に任用されている者をいう。以下同じ。）にあつては管理者を評価者とし、局長級職員及び部長級職員」を「にあつては管理者を評価者とし、局長級職員」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

福岡市交通局企業職員安全衛生規程の一部を改正する規程を制定し、ここに公布する。
令和7年3月31日

福岡市交通事業管理者 小野田 勝 則

福岡市交通事業管理規程第11号

福岡市交通局企業職員安全衛生規程の一部を改正する規程

福岡市交通局企業職員安全衛生規程（昭和49年福岡市高速鉄道事業管理規程第15号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「運転車両部」を「運輸部」に改める。

別表第1 姪浜車両工場の項及び橋本車両工場の項を削り、同表に次のように加える。

姪浜車両工場	姪浜車両工場長
橋本車両工場	橋本車両工場長

別表第1の2 天神管区駅の項を削り、同表に次のように加える。

天神管区駅	天神管区駅長	副駅長
-------	--------	-----

別表第2 天神管区駅の項から天神南管区駅の項までを削り、同表橋本乗務事務所の項の次に次のように加える。

天神管区駅	姪浜駅長
	事務助役

博多管区駅	副駅長
	事務助役
貝塚管区駅	副駅長
橋本管区駅	副駅長
天神南管区駅	副駅長

別表第2 姪浜車両工場の項及び橋本車両工場の項を削り、同表に次のように加える。

姪浜車両工場	各係長
橋本車両工場	各係長

別表第3 天神管区駅の項から天神南管区駅の項までを削り、同表橋本乗務事務所の項の次に次のように加える。

天神管区駅	天神管区駅
博多管区駅	博多管区駅
貝塚管区駅	貝塚管区駅
橋本管区駅	橋本管区駅
天神南管区駅	天神南管区駅

別表第3 姪浜車両工場の項及び橋本車両工場の項を削り、同表に次のように加える。

姪浜車両工場	姪浜車両工場
橋本車両工場	橋本車両工場

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

福岡市交通局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を制定し、ここに公布する。

令和7年3月31日

福岡市交通事業管理者 小野田 勝 則

福岡市交通事業管理規程第12号

福岡市交通局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

福岡市交通局企業職員の給与に関する規程（昭和49年福岡市高速鉄道事業管理規程第16号）の一部を次のように改正する。

目次中「第35条の5」を「第35条の6」に改め、「第8節の2 特定任期付職員業績手当（第40条の2）」を削る。

第4条第4項中「の日数を」を「及び勤務時間を割り振らない日の合計日数を」に改める。

第29条第2項第8号中「350円」を「1,080円（同号の業務が管理者が著しく危険であると認める区域で行われた場合にあっては2,160円）」に改め、同条第5項ただし書中「第12条の3第1項」を「第12条の4第1項」に改める。

第30条第3項第1号中「第12条の2」を「第12条の3」に改める。

第35条の4第2項を削り、第3章第6節の2中第35条の5を第35条の6とし、第35条の4の次に次の1条を加える。

第35条の5 次に掲げる場合には、条例第12条の2第2項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。この場合において、職員がした同項の勤務は、同条第1項の勤務とみなす。

- (1) 条例第12条の2第1項の勤務をした後、引き続いて同条第2項の勤務をした場合
 - (2) 条例第12条の2第2項の勤務をした後、引き続いて同条第1項の勤務をした場合
- 第3章第8節の2を削る。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

福岡市交通局訓令第2号

福岡市交通局企業職員人事異動取扱規程（昭和49年福岡市高速鉄道建設局訓令第2号）の一部を次のように改正し、令和7年4月1日から施行する。

令和7年3月31日

福岡市交通事業管理者 小野田 勝 則

第2条第1項中「福利厚生課長」を「職員共済課長」に改める。